

## 会 議 録

|                    |     |   |    |      |      |     |
|--------------------|-----|---|----|------|------|-----|
| 会議名<br>(審議会等名)     |     | 第 8 回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会  |    |      |      |     |
| 事務局<br>(担当課)       |     | 健康福祉局 こども育成部 こども青少年課<br>電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 1 (直通)                                 |    |      |      |     |
| 開催日時               |     | 平成 2 6 年 1 0 月 3 日 (金) 午前 1 0 時 ~ 正午  |    |      |      |     |
| 開催場所               |     | 相模原市産業会館 3 階 小研修室   |    |      |      |     |
| 出席者                | 委員  | 8 人 (別紙のとおり)  |    |      |      |     |
|                    | その他 | 0 人   |    |      |      |     |
|                    | 事務局 | 3 人 (こども育成部長、こども青少年課長、他 1 人)  |    |      |      |     |
| 公開の可否              |     | 可   | 不可 | 一部不可 | 傍聴者数 | 5 人 |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 |     |   |    |      |      |     |
| 会議次第               |     | 議 題<br>( 1 ) こどもミーティングの実施結果について<br><br>( 2 ) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について<br><br>( 3 ) その他 |    |      |      |     |

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 議 題

#### ( 1 ) こどもミーティングの実施結果について

資料に基づき、こどもミーティングの開催結果についての概要説明を事務局より行った。

検討委員より、当日の感想、今後に向けた意見が出された。

短い時間の中であったことや、実施内容から、私たちが進めている条例の検討作業に直接結び付くか、または、何らかの形のものを取り込めるかどうかは、各委員のポイントによって違うと思うが、本市において、こどもの権利保障について、条例化をするということで、子どもの権利を大切にする又は守るという姿勢、市民の想いをみなさんに若干ではあるが伝えられたのではないかと思う。何か意見があればご発言願いたい。

権利の熱気球のゲームについては、みんなどれも大切な権利で、子ども達はなかなか選べない様子であった。

そんな中で、ゲームとは別に、「いじめ」について子ども同士の議論が始まり、意見を言いあえることは良いことと思い、あまり止めないようにした。

いじめる側が悪いという子、いじめる側もいじめられる側も悪いという子もいたり、個人個人、考え方が違っていた。今のイジメは、大人に分からないようにやっていて、いじめる側は頭が良いというような話しも出ていた。

大人として、このイジメの問題をどう受け取れば良いのか考えさせられた。「イジメはダメ」と言っているだけでは問題解決にならず、社会の中で大人が意識を変える必要を感じた。

子どもの集中力の継続時間に配慮したスケジュールであったが、もっと長い時間でもファシリテーターの進行の仕方によっては、子どもは集中できると思う。ワークの時間とフリートークの時間を分けてもよかったのではないかと思う。

すべてのこどもミーティングに出させていただいたが、グループの年齢構成や関係性等によってグループの雰囲気が違っていった。

例えば、同じ中学校同士の女の子のグループでは、率直な意見も出ていた。生徒会活動などで、それぞれ自分の考えをしっかりと持つことの大切さを日ごろから深く考えている子どもたちだったので、一つ一つのことを深く考え議論できていた。

今回参加した子どもは、日ごろから子どもの権利に関心が高く、自主的に参加した子どもと、学校からの推薦を受けて参加した子どもの2つに分かれ

と思う。

それぞれ、積極的な参加ではあるが、それ以外の多様な子どもが参加できる仕組みや広報、誘い方を工夫して、いろんな子どもたちに参加してもらえれば、意見の広がりがあったのではないかと思う。

時間については、たっぷりあっても面白かったのではないかと思う。こどもミーティングが終る頃に良い意見が聞けたというように帰り間に本音が出たりしていた。

2日目の時に、イジメやプライバシーに話が出たが、そこで「いつもイジメられ、慣れてしまった。」という発言があったが、どうすれば良いかと迷い、教育委員会に、グループワークの内容をまとめたものを、名前を伏せ報告した。

今回のミーティングの目的は、この条例に活かすことができるようにと実施したものであるので、子どもたちにも、この出来上がったものを見せて意見が聴けると面白いと思う。

条例が制定された後もこどもミーティングを続けて子どもが主体的にできるようになると良いと思う。

遊び場が少ないとか、公園が少ないとか、自転車事故が多いとか、自治会とのつながりがある子もいれば、まったくいない子もいるなど、子どもの状況が浮かび上がってきたことは面白く、大人の当たり前の考えは、子どもの考えと違うことを知るという意味では、いろんな大人の人にも参加していただける機会となれば良いと思った、私たち委員だけではもったいないと思った。

グループワークで使った熱気球の絵とカードを持たせたところ、喜んでくれて、「今度、友達とやるんだ。」と言っていた。

今回の取組が直接、条例の文言に反映されなくても、関心持ってきてくれた子どもがいること、一緒に親子さんが来てくれたこと、また、先生に勧められて来たとするれば、学校に戻って参加した感想等を伝えると思うので、裾野が広がっていくと思う。今後、いろんな形で条例に反映できると思われるし、これからも関心持ってもらえれば良いことである。

人数は、グループワークの場合は、施設の収容人数もあるが、今回程度が良いと思う。

保護者から「勉強になった。」などと声をかけられ、保護者に対するアプローチも大切であり、子どもに対して、子どもの権利を学ぶ機会とあわせて、保護者にも子どもの権利を理解してもらえらる場面の設定も必要と感じた。

こどもミーティングのような取組は、何らかの方法で継続して、条例の一部改正の時などに子どもの意見を反映し、活かせる場としてほしい。

参加した回は、「安全環境のもとで安心して生活できる。」を一番にしたグループが多く、理由としては、それが無いとほかのプライバシーだとか、意見表明権とかを考えても、そもそも命が無ければ無理ではないかという答えが多かった。何の権利をカードにするかについては、少し考える余地があるのではないかと思う。

あとは、参加メンバーは優秀な子どもが多く、「いじめ」だとか「虐待」だとかを感じているのだろうかと思った。

本当に困っていて、子どもの権利について切実に感じているという子も参加してもらえれば良かったが、それでも、嫌がらせや悩み事を先生に相談して解決したといった話しが聴けたので良かったと感じている。

雑談の中で出てきた話として、「相模原に遊び場がない」ということがあった、どこで遊んでいるのか尋ねると、一旦下校して、それから学校に行って校庭で遊んでいるとのことであった。

世田谷にプレパークがあり、公園よりは広く、小屋立てたり、火遊びができたりする場である。廃材を利用して火を燃やすことも可能であるが、釘などが出ており危険なところもあるが、子どもは危ない遊びの中から創造力や挑戦する心、協調性を養うことができると思う。

そういうことから、今回の子どもの権利条例の中ではどう反映するかは難しいかもしれないけれども、まちづくりの中で、プレパーク的な場所を設けていただくことが子どもにとって非常に良いと思う。

今回のイベントは、趣旨もそうだし、直接条例を子どもに見せたりすることではないので、子どもの考えを具体化するのには難しいと思う。子どもが「意見を言うことの大切さ」、「参画することの大切さ」を前文の中に入れ込めればと思うので、ひとつひとつイベントの結果を前文の中に言葉として入れ込むことが良いと思う。

権利の熱気球のゲームについて、権利はすべて必要なものである中で、権利を一つ選ぶということ自体がどうかということもあるが、ゲーム化するとすれば、今回のような方法になるのではないかとも思う。そら何をくみ取っていくかが重要になるのであって、それぞれ選んだ子どもにとって、そのことが、最後まで残し、手放せない、それだけいま、その子どもが生きるという中で大きな意味を持っているという部分をどのように解釈していくかというように、個別的なところから相模原の子どもの持つ権利に対する考えをくみ取っていきたいと考える。

このイベントは、条例の制定作業を進めていく過程の中で、条例制定の過程を市民にお示しすることも目的であり、子ども、大人を含めて、市は子どもの権利保障を目指し、子どもの権利条例を策定していることを理解してい

ただき、注目いただき、子どもの権利について考えていただき、大人としては子どもの権利を守る、子どもを育てる、子どもの生き方について今以上に目を向けていただく一つの契機となればというところもあったと思う。

こどもミーティングは本課にとって、子ども向け事業として初めての取組であった。ご意見は、今後も実施していくうえで、非常に参考になるご意見であり、また反省点も見えてきたので、ひとつひとつ改善するとともに、工夫しながら継続的に実施していきたいと考える。

## (2) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について

資料に基づき、第7回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会での協議結果を踏まえ修正した箇所について事務局より説明を行った。

条文については、前文との関係から今後も修正の可能性もあるが、今回の意見を踏まえて修正したものを最終の条例案とすることとなった。

前文と題名については、協議継続とし、次回の検討会議において決定することとなった。

2条第4項の地域の住民の地域の範囲はどこまでか。

相模原市内となる。もともとは市内の地域としていたが、市内の地域という表現が、市の条例であるということから、市内という表記を削除しても相模原市内の地域と解釈できるとして整理したものである。

第12条第2項の虐待といじめを入れ替えた理由は何か。

第11条第3項の施設関係者の責務に出てくる文言の順番に合わせて整理した。

法令上の違法行為の順番と思ったがそうではないのか。

地域住民のところの条文であることから、第三者性というか一般的に第三者が加害者となるのは虐待が一番遠いところにあるとおもうので、犯罪、いじめ、虐待でも良いのではないかと思う。

子どもの権利の視点から言えば、軽い重いはないけれども身近なものから、ある意味順列をつけて並べるとすると、いじめ、虐待、犯罪ということになるが、逆に社会的に重さを持ったところで順列をつけると犯罪、虐待、いじめという順になる。

一つの順番の付け方として、地域住民の可視化というか、発見しやすい順番とするといじめ、虐待となる。

表記の順番について、再度、検討させていただく。

第4条第2項の「その年齢と発達に応じて」を「その年齢及び発達に応じ」に修正してみてはどうかという意見を前回、申ししたが、修正されていないが何か理由があるのか。

もう一点、第15条の「子どもが安心して」という表記と「保護者が安心して」という表記を入れ替えたかどうかというご指摘があったかと思うが。

修正から漏れていたため、ご指摘のように修正させていただく。

第24条の「さがみはら子どもの権利の日」の表記についてひらがなで「さがみはら」とある、こどもが見てわかりやすいので良いと思うが、ひらがな表記、漢字表記について、市の中でルールはあるのか。

固有名詞の場合は、漢字を使用している、ひらがな表記と漢字表記について総務法制課との調整の中でも明確な基準はないが、権利の日の条文に関しては、子どもへのメッセージということでひらがな表記とした。

第7章の「子どもに関する施策の推進」について、「子育て支援」という表記を削除したということだが、子育て支援の施策については他の条例にあって重複することから削除したということか。

条例の題名についても子育て支援という表記があり、ここまで検討してきたが、検討の余地があるということか。

「子育て支援」という文言が、元の24条にあったが、総務法制部門との調整の中で、章の名称としては、条文の内容を端的に表す方が良いとの考え方から修正したものである。

条文の中身は、子どもに関する施策であって、子育て支援と子どもの権利の両方含んだ施策であり、内容から言って、子育て支援が入っていない条文ではないと思う。

子どもに関することであるから、子育て支援に関することも当然含まれると考えてよいのではないか、本来、子育て支援と子どもの権利を同列に並べるとは視点が異なる部分があると思われるものであり、子どもの権利の含まれる下位概念として、実質的な施策レベルのことで子育て支援施策があるものである。

前文の意味は、条文の説明的な意味と、この条例を定める市としての基本的な姿勢が読み取れることが大切である。

本市の独自性、特徴なども含めて、本市における、本市の子どもの権利保障という観点を読み取れる文書が必要である。

下から4行目、児童の権利に関する条約を踏まえとなるが、日本国憲法を入れない理由は何か。

委員からのご指摘を踏まえ、憲法を記載する方向で検討してみたが、やはり、基本的人権ということであり、児童の権利に関する条約も当然、この基本的人権を踏まえたものであることから、条約のみを記載することで整理してみた。

事務局としても、悩んだ部分であり、他の委員のお考えもお聞かせいただ

ければ幸いである。

今回の条例の基盤として、日本国憲法を入れるということであるが、検討委員会としても各委員の考えを聞いて決定したい。

基本的人権は、日本国憲法の中でも保障されているが、子ども、大人と分けた規定の仕方はしていない。具体的な子ども権利のこととなると、憲法に基づきというよりは、むしろ児童福祉法に基づきということになる。

憲法は、あくまでも普遍的な基本的人権を規定するものであり、子どもという個別性・固有性の中で、子どもの権利をどう保証していくかということの規定したものが児童の権利に関する条約であると考えます。

子どもの権利という枠組みを持った中で考えると、日本国憲法という文言を入れ込むことについて、私個人としては判断付かない。

非常に難しいが、条例の前提は、日本国憲法に立脚したものであると解釈しているので、あえて、ここに日本国憲法を入れる根拠が良くわからない。

日本国憲法に対する、個人的な価値観があるかもしれないが、世界に誇れるすばらしい憲法であることを子どもに理解してもらいたいと考えたことによるものである。

また、形式的なことではあるが、法の序列でいうと、条約の上に憲法があることから記載したほうが良いと考えたものである。

思い入れは非常にわかる場所である、一方で、憲法に即しない立法はあり得ないし、行政の営みもあり得ないわけであり、憲法の枠組みの中にあるということが自明の理とも言える。

自明の理だからこそ、あえて記載したいと思う。

前文に関しては、子どもが読んでも分かりやすいようにした方が良く、今のままでは、読むこと自体が大変だと思う。松本市の条例の前文には、冒頭に子どもが分かりやすい宣言的なものが入っている。子どもたちが自分たちのことだということや、関心がない大人であっても冒頭部分を見ただけでわかるような文書にならないかと思う。

表現上、もう少し、やさしくならないかと思う。

どの年齢を対象とするのか絞り込んだ方が、まとめやすいと思う。

条文は大人が読んでわかる書き方なので、前文の中で子ども向けメッセージを入れ込むことは困難かもしれないと思う。条例とは別にやさしく噛み砕いた子どもにわかるものを示すという作業も必要になってくると思う。

こどもミーティングに3回出ていて、子どもたちが、自分たちの考えやメッセージを持っていることが良く解った。ただ、それを日常的に聴く機会が無くて大人と子どもの考え方に違いや不都合なことが出てきていると感じた。「子どもがコミュニケーションを取りたがっているということや、まさに

興味を持っていることを、私たち大人は聴くよ、何でも言ってもいいよ」という姿勢が盛り込めると良いし、こどもミーティングを実施した成果にもなると思う。

他の自治体の条例をみると「こどものみなさん」とか「おとなのみなさん」とか「市民のみなさん」と呼びかけたものもある。子どもに分かりやすいものが良いということは、前回の会議ですべての委員が言っていたので、呼びかけ方も良いのではないと思う。他の委員さんの考えも伺いたい。

私たち検討委員が市民の立場になって、その中でも子どもの立場になってということなので、「私たち相模原市民は」で始まるのか、「相模原で育つ僕たちは」で始まるのか、その辺りのことを立ち位置として盛り込んでおかないと、条例を読む人との関連性がなくなる、当事者意識を持ってもらうためにも必要と思う。

「鮎踊る相模川」というと格調高く見えるが、踊るという字のイメージが様々で鮎が跳ねている姿を思い浮かべる子もいれば、ヒップポップなどのダンスを思い浮かべる子もいる。

何とか子どもミーティングを活かせないかと考え、2段落目の最後の当りに「子どもが自分の意見を表明し、参加することが」のような文言を入れてみてはどうかと思う。

このことは、我々が子どもミーティングに出て共通して感じた部分であると思うので、子どもが物を言うことがしっかりと尊重されるという類の文言が追加されると良いと思った。

3段落目の「また」以降は、大人たちが子どもを守るという大人の視点と、子ども自身が自分を大事にして、他者尊重という子どもの視点が出てくる。

文書も長いので、これを2つに書き分けることはどうかと思う。

前文だけは、子どもが親しめるようにということでは、委員全員が一致していたので、第2段落目のところを少し変えるのなら、先ず、「子どもはこういうことができますよ」、「大人はこういうことができますよ」と子どもを主体に書くのが良いと思う。子どもが読める数行だけでも書きたいと思う。

各委員からご意見が出ておりますが、一つ確認しておきたいこととして、文体は「ですます調」でよろしいか。また、前文の論議は題名と切り離せないものなので、題名に関しても意見をいただきたい。

「子どもの権利」と「子育て支援」に順番や序列があるのか分からないが、ここまでの論議を経て、条文の内容と題名を比較してみるとバランスが取れていないと思っている。

選択肢としては、検討委員会の総意としてこのままの題名とする案。前文に子育て支援を入れてバランスをとりこの題名とする案。子育て支援

と子どもの権利の順番を入れ替えると言う案。子育て支援を外してしまう案の4つになると思う。

子育て支援が機能的なものであれば、文言としてなくても仕方がないと思う。7章の章名が変わってしまったので、題名にあることが不自然になってしまっている。変わってしまったことを見たばかりなので、熟慮したい件ではある。ここまで議論してきた中で立ち返って申し訳ないが、一度「子育て支援」と入れた理由を聞き、それを外したことが仕方ないと思えるのであれば、納得できる。

権利条例を検討していくに当たり、子どもの育ちや子育て支援について幅広く考えていかなければならないという認識から、(仮称)子育て支援・子どもの権利条例とさせていただいた。

当然、子どもを主体とした考え方があって、その中に子育て支援があるとの考え方であり、包含する部分でもあると思っている。

子どもの施策を担当させていただく部門として、子育て支援というところも意識し、このような仮称名となっているが、題名については皆様にご議論いただき、変わるにせよ、変わらないにせよ、検討委員会での決定を尊重させていただきたいと思う。

順番についてはどうか、語感で決めたのか、それとも何らかの意思があって決めたのか。

まずは、身近な子育て支援として「子育て支援」を置き、それを包含する権利として「子どもの権利」という順序にさせていただいた。

子どもの権利は前に持っていくことが望ましい。子育て支援については、第5章にも規定があるので残してもいいのではないかと思う。

「子育て支援」という文言を残したいということであればいいが、こちらが提示した仮称名を汲んで、ということは考えず、検討いただきたい。

みなさんの意見を取りまとめると、子どもの権利・子育て支援条例にすることが総意ともとれるが如何か。(出席委員全委員了承)

題名については、合意ができたが、まだ薄い部分があるので、例えば前文に「子育てと子育てに携わる人を支援することが、子どもの権利を守るうえで不可欠であることを踏まえ」というような表現は、一文入ったほうが良いと思う。

日本国憲法の件については、きちんと整理したいと思う、意見をいただいている委員もあるが、まだ、意見を表明されていない方もいるが如何か。

他の自治体でも、入れているところと、無いところと両方ある。

我々の生活の根幹となる憲法と条約の2つを根拠とするか、条約のみを基本として根拠とするかについてはとても大事なことであるが、日本国憲法を

前文に入れるかどうか、採決することとしたいが如何か。(採決により決することで出席委員全員了承)

まずは、日本国憲法を入れることに賛成の方の挙手をお願いしたい。

わからないという選択肢も追加していただきたい。

判断できない場合は挙手いただかなくて構わない。

入れずにこのままで良いと言う方は挙手をお願いしたい。

日本国憲法という表現の代わりに、基本的人権という言葉に置き換えて表現することもあるかどうか。

入れるか入れないかで判断いただいて構わない。

(日本国憲法を入れない方が良いという委員の数が上回る。)

日本国憲法は入れないことで、検討委員会としては決する。

前文については、本日出た意見をもとに事務局で案を作成し、次回、決定したいと考える。

本日、具体的な意見をいただいたので、それをもとに事務局で文案を作成し、なるべく次回の会議前に前文だけでも送付させていただきたい。

事務局からは前文だけでも良いので、事前に送付いただき、委員のみなさんは予め目通しいただいて、個別的に事務局へ意見し、それを集約して次回の会議に臨むこととし、次回の検討委員会において確定させることでお願いしたい。

今さらながら、題名についてだが、子ども権利・子育て支援条例となったとき、名称が長いので、略称で言われることになると思う。そうなったとき、初めの「子ども権利」の方でなく、後の「子育て支援」の方をとって、「子育て支援条例」と呼称することになるのではないか。そうすると「子育て支援条例」として捉えられてしまうのではないか。

子育て支援という言葉は一般的に知られているが、子育て支援も大切と言われている、子育て支援であれば、子どもの権利の後でも違和感が無いようにも思う。子育て支援という言葉が一般化しているものでもないのに、急にここで言ってもどうにかなるものではないが、ただ、「子育て支援条例」として、今後言われてしまうようなことになることは避けたい。

順序として前にあった方が重いということは理解できるが、言葉にしたときの重さでは逆になってしまうとなると、並列で結んで良いのかと思う。

委員の中でそのように感じるということは、市民も、同じように感じると思うので、子育て支援は削り、前文の中で書き込むことが良いのではないかと思う。

題名に関して、先ほど、「子ども権利・子育て支援条例」で承認されたが、新たな意見が出された。呼称によって条例が正しく浸透しない可能性も危惧

され、「子育て支援」については、前文中書き込み、題名からは削除したらどうかと言うものであるが、本日、欠席や途中退席した委員もいるので、次回までの検討事項として取扱い、次回の会議において決定することにさせていただくことでよろしいか。(出席委員全員了承)

(3) その他

特段の議題なし。次回の開催通知を配布し、開催日程等の連絡を行った。

以上

（仮称）相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会委員  
出欠席名簿

|   | 氏 名   | 所 属 等            | 備 考  | 出欠席 |
|---|-------|------------------|------|-----|
| 1 | 岩城 栄二 | 横浜弁護士会 弁護士       |      | 出席  |
| 2 | 大溝 茂  | 桜美林大学教授          | 委員長  | 出席  |
| 3 | 小川 紳夫 | 元小山小学校長（退職校長会）   |      | 出席  |
| 4 | 森 長秀  | 日本大学准教授          | 副委員長 | 出席  |
| 5 | 遠藤 靖明 | 公募委員             |      | 出席  |
| 6 | 小林 祥子 | 公募委員             |      | 出席  |
| 7 | 下鳥 良礼 | 相模原人権擁護委員協議会     |      | 出席  |
| 8 | 田代 秀之 | 相模原市小中学校PTA連絡協議会 |      | 出席  |
| 9 | 田所 昌訓 | 相模原市自治会連合会       |      | 欠席  |